

第3章 不当労働行為事件の審査

第1節 概 況

1 取扱件数の状況

令和6年における不当労働行為事件の取扱件数は、令和5年からの繰越5件、新規申立て1件で、合計6件であった（令和6年に取り扱った不当労働行為事件の一覧は、28頁以下の第3－11表参照）。

2 新規申立ての状況（第3－1表～第3－4表参照）

- （1）新規申立事件1件は、申立人別では、組合からの申立て1件であり、個人での申立て、組合及び個人での申立てはなかった。
- （2）労組法第7条該当号別では、2・3号事件が1件であった。
- （3）企業規模別では、1,000人以上の規模が1件であった。
- （4）業種別では、「複合サービス事業」が1件であった。

第 3 - 1 表 申立人別新規申立件数

年 申立人別		件数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立 件数		1	2	4	3	1	2.2
申立 人別	組合	1	1	4	3	1	2.0
	個人	0	0	0	0	0	0.0
	組合・個人	0	1	0	0	0	0.2

第 3 - 2 表 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

年 区分		件 数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2
大 分 類	1 号関係	0	1	2	2	0	1.0
	2 号関係	1	2	4	3	1	2.2
	3 号関係	0	2	3	3	1	1.8
	4 号関係	0	0	0	1	0	0.2
内 訳	1 号	0	0	0	0	0	0.0
	2 号	1	0	1	0	0	0.4
	3 号	0	0	0	0	0	0.0
	4 号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2 号	0	0	0	0	0	0.0
	1・3 号	0	0	0	0	0	0.0
	2・3 号	0	1	1	1	1	0.8
	2・4 号	0	0	0	0	0	0.0
	1・4 号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3 号	0	1	2	1	0	0.8
	1・3・4 号	0	0	0	0	0	0.0
	1・2・3・4 号	0	0	0	1	0	0.2

（注）大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、新規申立件数とは一致しない。

令和 5 年（不）第 2 号事件について、4 号の追加申立てがあり、令和 5 年の件数を修正したため、令和 5 年の年報とは一致しない。

参考〈不当労働行為に係る労組法第 7 条該当号〉

- 1 号：不利益取扱い
- 2 号：団体交渉拒否
- 3 号：支配介入
- 4 号：報復的不利益取扱い

第 3 - 3 表 企業規模別新規申立件数

年 区 分		件 数 (単位：件)					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2
企業規模別	49人以下	0	0	2	0	0	0.4
	50～99人	0	0	1	2	0	0.6
	100～499人	1	1	1	1	0	0.8
	500～999人	0	1	0	1	0	0.4
	1,000人以上	0	0	0	0	1	0.2

(注) 令和5年(不)第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

第 3 - 4 表 業種別新規申立件数

分類 番号	業 種	件数（単位：件）					
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
D	〈建設業〉	0	0	1	0	0	0.2
7	職別工事業（設備工事業を除く）	0	0	1	0	0	0.2
E	〈製造業〉	0	1	0	2	0	0.6
25	はん用機械器具製造業	0	0	0	2	0	0.4
31	輸送用機械器具製造業	0	1	0	0	0	0.2
H	〈運輸業、郵便業〉	0	0	0	1	0	0.2
44	道路貨物運送業	0	0	0	1	0	0.2
0	〈教育、学習支援業〉	0	1	1	0	0	0.4
81	学校教育	0	1	1	0	0	0.4
P	〈医療、福祉〉	1	0	1	0	0	0.4
83	医療業	1	0	0	0	0	0.2
85	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	1	0	0	0.2
Q	〈複合サービス事業〉	0	0	0	0	1	0.2
87	協同組合（他に分類されないもの）	0	0	0	0	1	0.2
R	〈サービス業（他に分類されないもの）〉	0	0	1	1	0	0.4
88	廃棄物処理業	0	0	0	1	0	0.2
92	その他の事業サービス業	0	0	1	0	0	0.2
新規申立件数		1	2	4	3	1	2.2

（注）分類番号及び業種は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）による。

令和5年（不）第1号事件に係る被申立人が複数のため、新規申立件数と内訳は一致しない。

3 終結の状況

令和6年における不当労働行為救済申立事件の終結件数は4件であり、関与和解が4件であった。

なお、令和7年への繰越件数は2件である。

第3－5表 不当労働行為事件終結状況

区分		年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
取扱件数	繰越		5	5	3	5	5	4.6
	新規申立		1	2	4	3	1	2.2
	計		6	7	7	8	6	6.8
終結件数	取下・和解	取下	0	0	1	0	0	0.2
		自主和解	0	0	0	0	0	0.0
		関与和解	1	0	0	1	4	1.2
		小計	1	0	1	1	4	1.4
	命令・決定	全部救済	0	0	0	0	0	0.0
		一部救済	0	3	0	0	0	0.6
		棄却	0	1	0	2	0	0.6
		却下	0	0	1	0	0	0.2
		小計	0	4	1	2	0	1.4
	計		1	4	2	3	4	2.8

4 審査の状況

令和6年に終結した事件（関与和解4件）の処理日数は、483日（前年平均850日）であった。

第3－6表 平均処理日数 （単位：日）

年 区分		令和2 (件数)	令和3 (件数)	令和4 (件数)	令和5 (件数)	令和6 (件数)	5年平均 (件数)
取下・和解	取下	-	-	29 (1)	-	-	29 (1)
	自主和解	-	-	-	-	-	-
	関与和解	849 (1)	-	-	781 (1)	483 (4)	594 (6)
	平均	849 (1)	-	29 (1)	781 (1)	483 (4)	513 (7)
命令・決定	全部救済	-	-	-	-	-	-
	一部救済	-	632 (3)	-	-	-	632 (3)
	棄却	-	937 (1)	-	885 (2)	-	902 (3)
	却下	-	-	439 (1)	-	-	439 (1)
	平均	-	708 (4)	439 (1)	885 (2)	-	720 (7)
総平均		849 (1)	708 (4)	234 (2)	850 (3)	483 (4)	617 (14)

令和6年に命令・決定により終結した事件はなかった。

第3－7表 命令・決定事件の平均処理日数内訳 (単位：日)

年 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
命令・決定事件数	0	4	1	2	0	
申立 ～第1回審問前日	－	458	341	688	－	507
第1回審問 ～結審前日	－	155	－	104	－	145
結審 ～命令書写し交付	－	96	98	146	－	110
平均処理日数	－	708	439	885	－	720

(注) 令和4年の1件及び令和5年の1件については、審問を経ずに結審したため、「第1回審問前日」は「結審前日」となる。

5 不服の申立ての状況

令和6年に交付された命令・決定はなかった。

第3－8表 本県初審命令・決定事件の不服の申立ての状況

年 区分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
命令・決定書数		0	4	1	2	0	1.4
不服申立 (再審査・行政訴訟) 合計		0	3	0	1	0	0.8
再審査申立	労働者側	0	1	0	1	0	0.4
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	2	0	0	0	0.4
行政訴訟提起	労働者側	0	0	0	0	0	0.0
	使用者側	0	0	0	0	0	0.0
	双方	0	0	0	0	0	0.0

本県が初審である再審査事件の中労委における令和6年の状況をみると、係属件数は2件であり、このうち終結したものが1件であった。

第3－9表 再審査事件（本県初審）一覧

中労委 事件番号・事件名	初審（本県）		再審査			
	事件番号	結果	申立 年月日	申立人	終結 年月日	結果
3（不再）25 H事件	30（不）4	棄却	3.8.3	労	6.7.16	棄却
5（不再）20 M事件	元（不）2	棄却	5.6.12	労		

また、再審査命令（本県初審）に対する行政訴訟事件の状況をみると、係属件数は1件であった。組合員が東京地裁に提起したが却下されたため、東京高裁に控訴したところ、棄却された。

第3－10表 行政訴訟事件（本県初審→再審査）一覧

事件名 （埼労委 事件番号） （結果）	中央労働委員会				東京地方裁判所					東京高等裁判所				
	事件 番号	申 立 人	命令 交付 年月日	結果	事件 番号	提 起 人	提起 年月日	終結 年月日	結 果	事件 番号	提 起 人	提起 年月日	終結 年月日	結 果
Z事件 （元不3） （一部 救済）	3 （不再） 18・20	労 使	5.3.27	一部 救済 （初審 一部 変更）	5 （行ウ） 391	組 合 員	5.9.23	6.6.27	却 下	6 （行コ） 199	組 合 員	6.7.11	6.12.18	棄 却

6 審査の実効確保の措置に係る取扱状況

令和6年における審査の実効確保の措置に係る取扱いはなかった。

7 審査の期間の目標達成状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年1月に改正労働組合法が施行され、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされた。

当委員会では、審査の期間の目標を1年6か月と設定した（平成17年1月7日公益委員会議で決定）。

(2) 目標達成状況

令和6年に終結した事件は4件で、処理日数は483日であった（第3－6表参照）。
なお、終結事件のうち3件は目標期間内に終結した（第3－11表参照）。

8 証人出頭命令及び物件提出命令に係る状況

令和6年における証人出頭命令及び物件提出命令に係る取扱いはなかった。

第2節 不当労働行為事件の概要

第3－11表 不当労働行為事件一覧

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
1	4 (不) 1	W事件		4. 3. 10	6. 3. 19
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	取下げ (関与和解)	741日
		被申立人	株式会社W	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
2	4 (不) 4	K事件		4. 12. 16	6. 6. 3
		申立人	埼玉県私立学校教職員組合連合	取下げ (関与和解)	536 日
		被申立人	学校法人K	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
3	5 (不) 1	O事件		5. 4. 28	6. 1. 16
		申立人	① J M I T U ② J M I T U 茨城地方本部 ③ J M I T U 茨城地方本部O支部	取下げ (関与和解)	264 日
		被申立人	①株式会社O ②S株式会社	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	2 3

No	事件 番号	事 件 名		申立年月日	終結年月日
				終結区分	処理日数
				請求内容	該当号
4	5 (不) 2	N 事件		5. 6. 5	係属中
		申立人	N労働組合		
		被申立人	N株式会社	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示 ・申立による不利益 取扱撤回	1 2 3 4
5	5 (不) 3	N 事件		5. 6. 30	6. 7. 25
		申立人	一般合同労組さいたまユニオン	取下げ (関与和解)	392日
		被申立人	N株式会社	・不利益取扱撤回 ・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	1 2 3
6	6 (不) 1	C 事件		6. 5. 8	係属中
		申立人	食品関連一般労働組合		
		被申立人	C 法人	・誠実団体交渉 ・支配介入禁止 ・文書手交・揭示	2 3

1 W事件

令和4年（不）第1号 令和4年3月10日 申立て
(社会保険・社会福祉・介護事業) 令和6年3月19日 取下げ（関与和解）741日

申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 株式会社W 従業員数 239名
審査委員・参与委員 (審) 甲原裕子 (労) 高井哲郎 (使) 廣澤健一	
審査経過 調査9回、審問2回、和解1回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和2年12月頃、被申立人料理長は、組合員に対し、些細なことで怒鳴ったり、大きな音を出して威嚇したりするようになった。

令和3年7月22日、被申立人は、組合員に対し、調理過程には一切手を出さず、食器、調理器具の洗浄、調理場内の清掃のみに従事することを業務指示した。

令和3年7月23日、組合員は申立人に加盟し、令和3年8月26日及び令和4年2月1日に団体交渉が行われたが、団体交渉において、被申立人は、申立人を嫌悪して回答を拒否した。

令和4年2月13日、被申立人代表者は、被申立人従業員に対し、「組合に加盟しているのか」「組合員は危険だ」などと申立人を嫌悪した発言を行った。

令和4年2月16日、組合員は、被申立人から、雇用契約終了通知書を渡された。

申立人は、被申立人に対し、就業規則の全面開示を要求したが、被申立人はこれを拒否した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

2 K事件

令和4年（不）第4号 （学校教育）	令和4年12月16日 申立て 令和6年6月3日 取下げ（関与和解）536日
申立人 埼玉県私立学校教職員組合連合	被申立人 学校法人K 従業員数 97名
審査委員・参与委員 （審）山崎仁枝 （労）金谷慶國、今井信博 （使）入野純一	
審査経過 調査8回、審問1回、和解1回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年4月、被申立人は、組合員に対し、恣意的評価により、令和3年度の定期昇給を凍結した。

令和3年12月16日、団体交渉が開催され、被申立人は、被申立人校長が組合員に対して行ってきたパワハラ行為を認め、謝罪をした。申立人が、このことを労働協約として書面化するよう求めたところ、被申立人は拒否した。さらに、その後、被申立人は、何の理由も示さないにもかかわらず、パワハラの事実はなかったこととした。

令和4年1月27日、団体交渉が開催され、申立人は、組合員の賞与査定の算定根拠を求めたが、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。その後の団体交渉や被申立人の回答書においても、被申立人は、算定の根拠となる資料を提示しなかった。

被申立人は、団体交渉において、交渉・決定権限を有する者を一度も参加させていない。

令和4年4月、被申立人は、組合員に対し、令和4年度の定期昇給を凍結した。

令和4年7月15日、申立人は、団体交渉申入れを行い、これに対し、同年7月29日、被申立人は、回答書において、団体交渉参加組合員の勤務校への情報提供を行ったり、組合員の「問題行動」を公表したりすることもある旨述べた。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

3 ○事件

令和5年（不）第1号 （はん用機械器具製造業）	令和5年4月28日 申立て 令和6年1月16日 取下げ（関与和解）264日
申立人 ① J M I T U ② J M I T U 茨城地方本部 ③ J M I T U 茨城地方本部○支部	被申立人 ① 株式会社○ ② S 株式会社 従業員数 ① 630名 ② 59名
審査委員・参与委員 （審）村上文 （労）新島善弘 （使）町田伸吉	
審査経過 調査 5 回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和4年12月7日、被申立人S株式会社は、申立人J M I T U 茨城地方本部○支部に対して、第二工場閉鎖について、申立人と協議することなく、一方的に通告した。さらに、同月12日、組合員を含めた正社員に対し、希望退職募集の開始を強行し、個別面談を行うことで労働組合の団結を崩そうとした。

令和4年12月13日から令和5年4月7日に至るまで、計9回の団体交渉が行われたが、被申立人S株式会社は、第二工場閉鎖に関して、具体的な説明をすることなく漠然とした説明を繰り返した。

申立人は、被申立人株式会社○に対して、第二工場閉鎖の撤回につき団体交渉を申し入れたが、被申立人株式会社○は申入れを無視し、団体交渉を拒否し続けた。

その後も、被申立人は、工場閉鎖により、組合員に退職又は遠隔地配転を強いることが、労働組合の弱体化に直結することは明らかであるにもかかわらず、弱体化を避けるための補償を一切行おうとせず、工場閉鎖を進めた。

被申立人S株式会社の行為は労働組合法第7条第2号及び同条第3号の不当労働行為、被申立人株式会社○の行為は同条第2号の不当労働行為である。

4 N事件

令和5年（不）第2号
（道路貨物運送業）

令和5年6月5日 申立て
係属中

申立人 N労働組合	被申立人 N株式会社 従業員数 105名
審査委員・参与委員 （審）青木孝明 （労）近藤嘉 （使）増井千恵子	
審査経過 調査8回、審問3回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱い
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示
- 5 申立による不利益取扱撤回

【事件の概要（申立ての概要）】

被申立人は、組合活動に係る事項について、各組合員の自宅に組合員個人宛の令和5年5月3日付け書面を送付した。

令和5年5月12日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月8日の組合活動（グループ会社代表宛団体交渉出席依頼）を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。さらに、始末書の未提出を理由に、同月19日付けで、被申立人は、組合員に対して、出勤停止を命じた。

令和5年5月29日付けで、被申立人は、組合員に対して、同月27日の組合活動（会社会議開催場所（社外）でのビラ配り）を理由に始末書の提出及び出勤停止を命じ、当該処分について社内掲示板に掲示した。

令和5年6月22日、夏季一時金、自宅待機命令及び乗務制限を議題とした団体交渉が開催されたが、被申立人は、曖昧な回答に終始し、具体的な説明をしなかった。後日、被申立人は、一部の組合員に対して夏季一時金を支給し、他の組合員には支給しなかった。

令和5年9月19日に出発前の検査で呼気中アルコール濃度0.14mg/ℓを計測したこと、同年12月22日にドライバー業務に耐えられない後遺障害が残ったこと、令和6年2月16日にグループ会社が告訴した事件について書類送検されたことをそれぞれ理由として、3名の組合員を解雇した。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する不当労働行為である。

5 N事件

令和5年（不）第3号 （廃棄物処理業）	令和5年6月30日 申立て 令和6年7月25日 取下げ（関与和解）392日
申立人 一般合同労組さいたまユニオン	被申立人 N株式会社 従業員数 80名
審査委員・参与委員 （審）山下三佐子 （労）小林健一 （使）廣澤健一	
審査経過 調査7回	
再審査・行政訴訟	

【請求する救済内容】

- 1 不利益取扱撤回
- 2 誠実団体交渉
- 3 支配介入禁止
- 4 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和3年5月28日以降、被申立人は、団体交渉の場などにて、令和3年4月10日に組合員がドライブレコーダーのメモリーカードを被申立人に無断で抜き取った旨、事実と異なる主張を明確な証拠を示すことなく繰り返した上、当該組合員の懲戒処分を示唆しつつ、組合からの説明要求に応じない姿勢を取り続けた。

また、令和5年2月10日の団体交渉では、ドライブレコーダーの件について、曖昧な回答のまま終了させようとし、その後の団体交渉申入れに対して、これ以上団体交渉を行う必要はないかのような回答を行った。

これらの被申立人の対応は、他の従業員に対する見せしめや組合不加入を強制する意味を持つ。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号、第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

6 C事件

令和6年（不）第1号
（協同組合）

令和6年5月8日 申立て
係属中

申立人
食品関連一般労働組合

被申立人
C法人

従業員数 13339名

審査委員・参与委員

（審）甲原裕子

（労）高井哲郎

（使）松川晃代

審査経過

調査4回

再審査・行政訴訟

【請求する救済内容】

- 1 誠実団体交渉
- 2 支配介入禁止
- 3 文書手交・掲示

【事件の概要（申立ての概要）】

令和5年12月24日、申立人は、被申立人に対して、組合員の受傷事故に関する解決金の支払い等につき団体交渉を申し入れたが、令和6年1月9日、被申立人はこれを拒否した。

こうした団体交渉拒否は、組合の活動が無力であると思わせるものであって、組合運営への支配介入である。

被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。